

○蟹江町学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

令和6年2月22日

教委要綱第 1 号

(設置)

第1条 蟹江町立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の地域移行について検討するため、蟹江町学校部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を蟹江町教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ報告するものとする。

- (1) 部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に必要な調査に関すること。
- (3) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (4) 部活動の地域移行後の運営体制等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 蟹江中学校の代表者
- (2) 蟹江北中学校の代表者
- (3) 蟹江町立小学校の代表者
- (4) 中学校のPTA連絡協議会の代表者
- (5) 町内のスポーツ団体及び文化団体の代表者
- (6) 町内の総合型地域スポーツクラブの代表者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選任し、副委員長は、委員長の推薦とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議と報償)

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の決議事項は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員

長の決するところとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員が会議に出席した場合の報償は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 委員長 日額 5,000円

(2) 委員 日額 4,800円

(守秘義務)

第7条 委員は、業務を遂行するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育部教育課及び教育委員会教育部生涯学習課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。